

施設修繕随意契約結果表

令和6年10月～令和6年12月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	財政局 財政部 庁舎管理課
件 名	本庁舎高層棟冷却水補給水ポンプ緊急修繕
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)イイノ
契 約 金 額 (円)	3,355,000
随意契約によること とした理由	修繕対象のポンプの故障により本庁舎の空調機器の冷房運転が不可能となり、本庁舎1階の浦和区役所をはじめ来庁した市民が猛暑の中で熱中症等の体調不良を起こすことが想定されるため、早急の復旧が必要となった。本庁舎内の設備修繕の実績が多数あり、ポンプの故障が発生した当日に対応可能であった、株式会社イイノと地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	保健衛生局 保健部 生活衛生課
件 名	さいたま市浦和斎場火葬炉設備修繕
履 行 場 所	さいたま市桜区大字下大久保1523番地1
契 約 締 結 日	令和6年10月11日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	㈱宮本工業所
契 約 金 額 (円)	18,700,000
随意契約によること とした理由	一般に火葬炉設備はその特殊性から鑑みて各炉メーカーが独自に材質・形状・品質確保・補償など最適な手法を研究している設備となっている。現に浦和斎場の火葬炉設備についても、材質や形状など、メーカーの独自製品が使用されている。また、火葬炉は、火葬場の心臓部に当たり、代替及び変更の利かない設備であり、炉運転を中止することが出来ない設備であるため、常に炉運転業務に支障を来すことなく稼働していかななくてはならない。したがって、火葬炉設備修繕については、火葬炉設備の性能・機能を十二分に理解し、信頼して任せられる業者に依頼する必要がある。 以上のことから、浦和斎場火葬炉の設置業者であり、また、浦和斎場開設以来保守点検業務と施設修繕を担当し、緊急時にも対応可能で、火葬炉の性能及び機能を十二分に熟知している株式会社宮本工業所と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	消防局 総務部 消防施設課
件 名	消防局庁舎高圧ケーブル交換修繕（局6－32）
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－1－28
契 約 締 結 日	令和6年11月18日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)武田エンジニアリング
契 約 金 額 (円)	2,970,000
随意契約によること と し た 理 由	指名競争入札の参加者が株式会社武田エンジニアリング1者のみであったことから、入札取止めとなった。その後、指名業者を変更して2回目の指名競争入札を実施したものの、入札参加者が株式会社武田エンジニアリング1者のみであったことから、株式会社武田エンジニアリングと地方自治法施行令第167条の2第8号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	消防局 総務部 消防施設課
件 名	指令センターCVCF室空調機修繕（局6－34）
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－1－28
契 約 締 結 日	令和6年10月8日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	ビソー工業㈱
契 約 金 額 （ 円 ）	1,041,700
随意契約によること と した 理 由	指令センター内CVCF室に計2台設置されている空調機のうち、1台が完全に停止し使用不能、残る1台にも異常が出ており、いつ停止するか分からない状況だった。 CVCFは、119番通報受付業務において重要な情報の伝達や指示を行うための基盤の最上流となる電源設備であり、空調設備の故障により室温が上昇し、機器に対する熱負荷が増加すると、CVCFの性能低下や故障を引き起こす可能性がある。 電源設備が故障すると、指令センター機器全ての電源を喪失することとなり、機器使用ができず業務継続が非常に困難になり、市民からの119番通報に対応できなくなることから、緊急に修繕必要があったため、ビソー工業㈱と地方自治法施行令第167条の2第5号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 管理部 学校施設管理課
件 名	白幡中学校揚水管改修修繕
履 行 場 所	さいたま市南区白幡2丁目18-13
契 約 締 結 日	令和6年12月5日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	正和設備工業(株)
契 約 金 額 (円)	1,427,800
随意契約によること と し た 理 由	白幡中学校の揚水管改修修繕については、高架水槽につながる埋設揚水管からの漏水が発覚。水道料金の増加や生徒等の給水機能不全により、市民の多大な財産の被害につながる可能性があることから、白幡中学校の揚水管の経路調査を行い、状況を把握している正和設備工業株式会社と地方自治法施行令第167条2第1項第5号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。